

高松市企業誘致助成制度

工場

要件	<p>◎土地を除く投下固定資産額 大企業 1億円以上 中小企業者 3千万円以上</p> <p>◎新規常用雇用者又は新規短時間労働者 大企業 10人以上 (以下「新規雇用在職者」という。)の数 中小企業者 2人以上</p> <p>※新規雇用在職者は、交付申請時に10人以上(中小企業者は2人以上)かつ交付申請前6か月の毎月末の平均が10人以上(中小企業者は2人以上)であることが必要です。</p> <p>新規雇用在職者とは</p> <p>当該施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、次の要件(①から③)を全て満たす者をいいます。</p> <p>①雇用保険がかけられていること。 ②新規常用雇用者の場合:1週間の労働時間が30時間以上であること。 新規短時間労働者の場合:1週間の労働時間が20時間以上30時間未満であること。 ③瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成自治体(高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町)で住民登録していること。</p>
助成内容	<p>《投資に対する助成》</p> <p>◎投下固定資産額の 5%</p> <p>対象となる投下固定資産は</p> <p>※1 助成の対象となる投下固定資産は、土地・家屋・償却資産です。 ※2 家屋及び償却資産は、工事着手の日後であって、業務開始の日前3年間に取得したもの。 ※3 土地は、工事着手の日前3年間に取得したもの。 ※4 工場等と同一敷地内の「福利厚生施設」、「託児施設」などを含む。</p> <p>《雇用に対する助成》</p> <p>◎新規常用雇用者数(10人まで)×50万円 新規常用雇用者数(11人目以降)×30万円</p> <p>◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p>《雇用に対する助成(加算)》</p> <p>◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円 ◎新規短時間労働者のうち障害者に該当する者の数×15万円</p> <p>加算の条件は</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第37条第2項に規定する対象障害者に該当する方を、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超えて新たに雇用した場合に加算となります。</p>
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する工場の生産施設の面積より、新たに設置する工場の生産施設の面積が増加することが必要です。</p> <p>投資に対する助成額 = $\frac{\text{増加した生産施設面積}}{\text{新たに設置した工場の生産施設面積}} \times \text{投下固定資産額} \times \text{助成率}$</p>
限度額	2億円

運輸施設

要件	<p>◎土地を除く投下固定資産額 大企業 1億円以上 中小企業者 3千万円以上</p> <p>◎新規雇用在職者の数 大企業 10人以上 中小企業者 2人以上</p> <p>※新規雇用在職者は、交付申請時に10人以上（中小企業者は2人以上）かつ交付申請前6か月の毎月末の平均が10人以上（中小企業者は2人以上）であることが必要です。</p>
助成内容	<p>《投資に対する助成》 ◎投下固定資産額の 5%</p> <p>《雇用に対する助成》 ◎新規常用雇用者数×50万円 ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p>《雇用に対する助成（加算）》 ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円 ◎新規短時間労働者のうち障害者に該当する者の数×15万円</p>
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する運輸施設の運送等の事業の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する運輸施設の運送等の事業の用に直接供される部分の面積が増加することが必要です。</p> <p>投資に対する助成額＝$\frac{\text{増加した運送等の事業の用に直接供される面積}}{\text{新たに設置した運輸施設の運送等の事業の用に直接供される面積}} \times \text{投下固定資産額} \times \text{助成率}$</p>
限度額	2億円

物流拠点施設

要件	<p>◎土地を除く投下固定資産額 大企業 3億円以上 中小企業者 1億円以上</p> <p>◎新規雇用在職者の数 大企業 5人以上 中小企業者 2人以上</p> <p>※新規雇用在職者は、交付申請時に5人以上（中小企業者は2人以上）かつ交付申請前6か月の毎月末の平均が5人以上（中小企業者は2人以上）であることが必要です。</p>
助成内容	<p>《投資に対する助成》 ◎投下固定資産額の 10%</p> <p>《雇用に対する助成》 ◎新規常用雇用者数（10人まで）×50万円 新規常用雇用者数（11人目以降）×30万円 ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p>《雇用に対する助成（加算）》 ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円 ◎新規短時間労働者のうち障害者に該当する者の数×15万円</p>
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する物流拠点施設の物流業務施設面積より、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設面積が増加することが必要です。</p> <p>投資に対する助成額＝$\frac{\text{増加した物流業務施設の面積}}{\text{新たに設置した物流拠点施設の物流業務施設の面積}} \times \text{投下固定資産額} \times \text{助成率}$</p>
限度額	2億円

試験研究施設

要件	<p>◎土地を除く投下固定資産額 大企業 1億円以上 中小企業者 3千万円以上</p> <p>◎新規雇用在職者の数 大企業 5人以上 中小企業者 2人以上</p> <p>※新規雇用在職者は、交付申請時に5人以上（中小企業者は2人以上）かつ交付申請前6か月の毎月末の平均が5人以上（中小企業者は2人以上）であることが必要です。</p>
助成内容	<p>《投資に対する助成》</p> <p>◎投下固定資産額の 15%</p> <p>《雇用に対する助成》</p> <p>◎新規常用雇用者数（10人まで）×50万円 新規常用雇用者数（11人目以降）×30万円</p> <p>◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p>《雇用に対する助成（加算）》</p> <p>◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円 ◎新規短時間労働者のうち障害者に該当する者の数×15万円</p>
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する試験研究施設における開発、試験又は研究（以下「試験研究」という。）の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が増加することが必要です。</p> <p>投資に対する助成額 = $\frac{\text{増加した試験研究の用に直接供される部分の面積}}{\text{新たに設置した試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積}} \times \text{投下固定資産額} \times \text{助成率}$</p>
限度額	2億円

知的創造サービス業を行う事業所

要件	<p>【新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業、デザイン業（デジタルコンテンツのデザイン制作に係るものを除く。）、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業、広告業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業】</p> <p>◎新規雇用在職者の数 大企業 5人以上 中小企業者 2人以上</p> <p>※新規雇用在職者は、交付申請時に5人以上（中小企業者は2人以上）かつ交付申請前6か月の毎月末の平均が5人以上（中小企業者は2人以上）であることが必要です。</p>
助成内容	<p>《投資に対する助成》</p> <p>◎投下固定資産額の 5%</p> <p>《雇用に対する助成》</p> <p>◎新規常用雇用者数×50万円 ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p>《雇用に対する助成（障害者加算）》</p> <p>◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円 ◎新規短時間労働者のうち障害者に該当する者の数×15万円</p>
限度額	2億円

地方拠点強化施設

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門（総務・経理・人事等）」のいずれかに使用する事務所 ○ 研究所 ○ 研修所
要件	<p>◎新規雇用在職者の数 5人以上</p> <p>※新規雇用在職者は、交付申請時に5人以上かつ交付申請前6か月の毎月末の平均が5人以上であることが必要です。</p>
助成内容	<p>《投資に対する助成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎投下固定資産額の 15% ◎事務所等賃借料（年額）の 1/2（3年間） ◎事務所等改装費（年額）の 1/2（1年間） <p>《雇用に対する助成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎新規常用雇用者数×50万円（3年間 ただし2年目以降は純増分のみ） ◎新規短時間労働者数×15万円（3年間 ただし2年目以降は純増分のみ） <p>《雇用に対する助成（加算）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎新規常用雇用者（期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。）で、新たに瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成自治体において住民登録をする者の数×30万円（3年間 ただし2年目以降は純増分のみ） ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円（3年間 ただし2年目以降は純増分のみ） ◎新規短時間労働者のうち障害者に該当する者の数×15万円（3年間 ただし2年目以降は純増分のみ）
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積が増加することが必要です。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{投資に対する助成額} = \frac{\text{本社機能業務の用に直接供される部分の面積}}{\text{新たに設置した地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積}} \times \text{投下固定資産額} \times \text{助成率}$ </p>
限度額	<p style="text-align: center;">3年間で2億円（うち事務所等賃借料等は2千万円）</p>

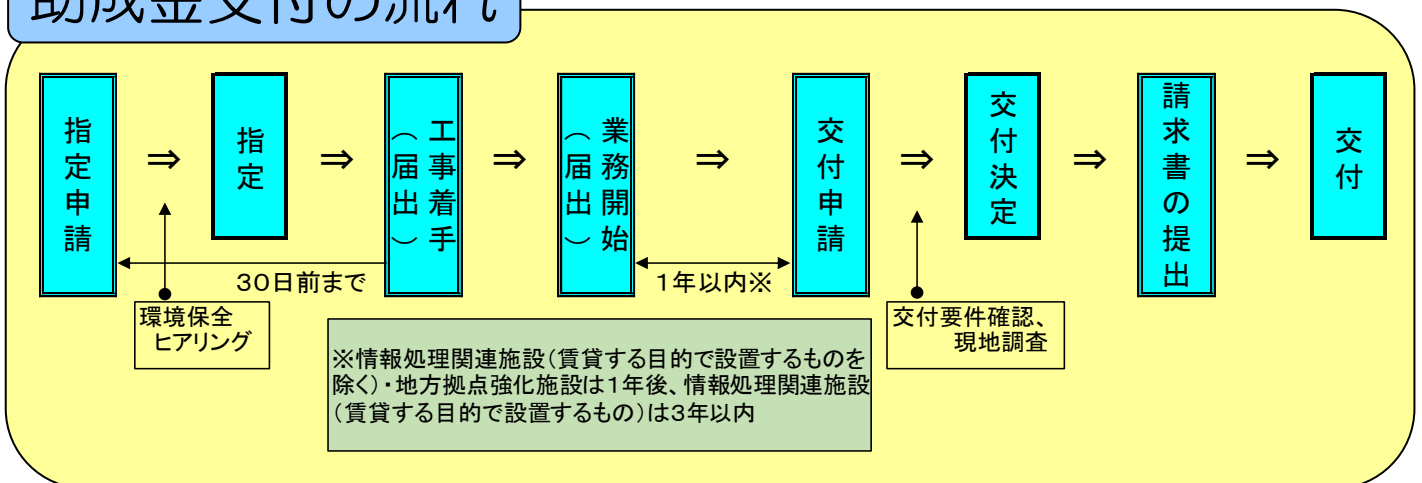
物流拠点施設（賃貸する目的で設置するもの）

要件	◎土地を除く投下固定資産額 大企業 6億円以上 中小企業者 3億円以上
助成内容	《投資に対する助成》 ◎投下固定資産額の 3%
その他	◎市内移転の場合は、業務を廃止する物流拠点施設の物流業務施設面積より、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設面積が増加することが必要です。 投資に対する助成額 = $\frac{\text{増加した物流業務施設の面積}}{\text{新たに設置した物流拠点施設の物流業務施設の面積}} \times \text{投下固定資産額} \times \text{助成率}$
限度額	2億円

情報処理関連施設（賃貸する目的で設置するもの）

要件	◎土地を除く投下固定資産額 大企業 6億円以上 中小企業者 3億円以上
助成内容	《投資に対する助成》 ◎投下固定資産額の 3%
その他	◎助成額は、上記計算式で求めた額に、交付申請の前6か月間において情報処理業務を行う事業所に賃貸した部分の延べ面積を、賃貸の用に供する部分の延べ面積で除して得た数を乗じて算出します。
限度額	2億円

助成金交付の流れ



《助成制度のお問合せ先》

○ 高松市創造都市推進局 産業経済部 産業振興課 企業立地推進室

TEL : 087-839-2412